

# 佐賀市三者調整会実施要領

(目的)

第1条 「三者調整会」(以下、「調整会」という。)は、三者(発注者、施工者及び当該工事の設計者)が、設計意図・条件等の情報共有及び工事の施工に当たって発生する技術的諸問題の対応検討を行うことにより、工事の品質確保と円滑な工程管理を図っていくことを目的とする。

(構成員)

第2条 調整会の構成員は、以下のとおりとする。

(1) 施工者：受注者の現場代理人、主任(監理)技術者等

なお、必要に応じて専門の工事業者等を参加させることができる。

(2) 設計者：当該工事の詳細設計等を実施した管理技術者、担当技術者、内容を熟知した者等

(3) 発注者：一般監督員、主任監督員、必要に応じて担当課長、用地担当職員等

(対象工事)

第3条 調整会は、設計者の成果を基に発注する以下の工事において実施する。

(1) 重要構造物や大規模な仮設を含む工事、主たる工種に新技術や新工法を採用した工事で、調整会の実施効果が高いと発注者が判断する工事

(2) 施工者が調整会の開催を申し出た工事で、発注者が必要と認める工事

(開催時期及び回数)

第4条 原則として、着工前に実施し、実施回数は1回を標準とする。ただし施工条件に大幅な変化が生じるなど技術的問題が発生した場合、発注者の発議又は施工者からの申し出を発注者が必要と認めることによりその都度開催することができる。

(調整会の運営)

第5条 調整会の運営は以下のとおりとする。

(1) 開催準備

① 施工者

施工に関する疑問や確認すべき点がある場合、それらを整理した書面(様式自由、以下「質問書」という。)を発注者に提出する。

② 設計者

質問書に対する回答書(様式自由)を作成し、発注者に提出する。

③ 発注者

日時を調整し、設計者及び施工者に調整会への参加を要請する。

調整会開催前日までに、質問書及び回答書を調整会参加者に配布する。

(2) 調整会の運営

司会進行は、発注者(監督員)が行う。

また、三者はそれぞれ以下のことを説明したうえで、質疑応答や意見交換を行う。

① 施工者

現地調査や設計照査の結果を報告し、提出した質問書について説明する。また、施工方法に関して技術的な提案があれば説明を行う。

② 設計者

設計者は、設計思想や施工上の留意点などを説明し、施工者の質問に対する回答を行う。

③ 発注者

事業目的、特記仕様書の内容、工事に関する施工条件、関係機関等との協議調整状況、施工に当たっての注意事項等を説明し、施工者からの質問のうち、発注者に関する事項の回答を行う。

(3) 結果報告等

調整会の結果は、発注者（監督員）が報告書を作成し、調整会参加者に配布する。

(4) 費用負担

調整会開催における費用は、以下の表のとおりとし、原則、発注者が負担する。

ただし、当該工事の設計成果品に責があった場合、設計者に対する費用負担は行わない。

表 調整会開催における費用負担

	計上方法
施工者	工事打合せに含まれるため、施工者の負担とする。
設計者	<p>【契約方法】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 原則、委託業務（随意契約）</li></ul> <p>【積算方法】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 打合せ：主任技師 0.5 人／回、技師 A0.5 人／回を標準とする。</li><li>● 旅費交通費：調整会実施時点の勤務地から打合せ場所までの費用を佐賀市職員等の旅費に関する条例に基づき計上する。</li><li>● その他原価及び一般管理費：土木設計業務等積算基準に基づき計上する。</li><li>● 費目：測量及び試験費</li></ul>

なお、調整会で使用する追加資料の作成を発注者が指示した場合、設計者は追加資料の作成に必要な費用を発注者に請求できる。

(修正設計等の対応)

第6条 調整会の結果、修正設計等が必要となった場合の対応は、以下によるものとする。

(1) 設計者の責による場合の対応（設計業務委託契約の契約不適合責任期間内の場合）

発注者は、佐賀市調査・設計等業務委託契約書第41条に基づく修補の請求を設計者に対して行うものとする。ただし、修正の内容が軽微で、かつ、設計者が自主的に修補

を行う場合はこの限りではない。

※契約不適合責任期間は3年とするが、その瑕疵が設計者の故意又は重大な過失により生じた場合には、10年とする。

(2) 設計者の責による場合の対応（設計業務委託契約の契約不適合責任期間を過ぎている場合）

発注者の負担により、修正設計を行う。

なお、修正設計は、発注者による直営又は修正設計業務委託により行うことを原則とするが、工事工程上やむを得ない場合は、施工者に実施させることができるものとし、この場合、発注者は必要な業務価格を施工者に支払うものとする。

(3) 設計者の責によらない場合の対応

(2)に同じ

(特記仕様書への明記)

第7条 調整会については工事発注時に特記仕様書に明記する。同じく調整会の設置が想定される設計業務委託の特記仕様書にもその旨明記する。また、当初想定されず特記仕様書に明記されていない場合も施工者、設計者、発注者の合意により調整会を開催することが出来る。

特記仕様書記載例

(1) 調整会を開催する可能性がある工事

#### 〇〇 三者調整会

本工事は、三者（発注者、施工者及び当該工事の設計者）が、設計意図・条件等の情報共有及び工事の施工に当たって発生する技術的諸問題の対応検討を行うことにより、工事の品質確保と円滑な工程管理を図っていくことを目的として、「三者調整会実施要領」に基づく、下記対象工事により調整会を設置する工事である。

対象工事

- ① 重要構造物（橋梁・トンネル・ダム・樋門等）を含む工事
- ② 大規模な仮設（仮栈橋・仮締切等）を含む工事
- ③ 主たる工種に新技術や新工法を採用した工事
- ④ ①～③のほかで施工者が希望する工事で、かつ、発注者が必要性を認める工事

※調整会の費用について

佐賀市三者調整会実施要領に定めるとおりとする。

- ④ 物（橋梁・トンネル・ダム・樋門等）を含む工事
- ⑤ 大規模な仮設（仮栈橋・仮締切等）を含む工事
- ⑥ 主たる工種に新技術や新工法を採用した工事
- ④ ①～③のほかで施工者が希望する工事で、かつ、発注者が必要性を認める工事

※調整会の費用について

佐賀市三者調整会実施要領に定めるとおりとする。

(2) 調整会を開催する可能性がある設計業務委託

〇〇 三者調整会

当該業務成果を基に発注する工事において、「佐賀市三者調整会実施要領」による三者調整会を開催する場合、受託者は佐賀市三者調整会実施要領に基づき調整会に参加すること。

附則

この要領は、平成30年9月1日以降に公告又は指名通知等を行う工事及び業務委託から適用する。

附則

この要領は、令和6年12月1日以降に公告又は指名通知等を行う工事及び業務委託から適用する。